

NO.	サービス名	タイトル	質問内容	回答	備考
1	居宅介護	前年度の利用実績に基づく要件のある基本報酬・加算について	令和6年度第1回事業者集団指導の開催通知(障第205号)において別途通知を行いますと書いてありますが、申込期限は4月24日(水)までなのでしょうか。期限は伸びますか。別途通知とあるのは申請書類を送ってもらえるという解釈でよろしいでしょうか。また、特定事業所加算Ⅱをとっていますが、福祉・介護職員等処遇改善加算は取る予定はありません。そのような場合は、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の提出は必要ないという解釈でよろしいでしょうか。	現在のところ、提出期限の延長の予定はありません。ひとまずFAXにて提出書類を送付のうえ、郵送で原本をご提出ください。変更届等の作成・提出の要・不要につきましては、障第507号、令和6年4月23日付通知「前年度の利用実績等に基づく要件のある基本報酬・加算について」をご覧ください。	
2	居宅介護・行動援護	介護給付費に関わる体制等に関する届け出書について	新加算ではなく、現時点で取得している加算等について記入し、24日までに提出すればいいですか？変更がない場合も提出しますか？	新加算及び現時点で取得している加算等について、令和6年4月1日時点での変更点があれば提出をお願いします。変更届の作成・提出の要・不要につきましては、障第507号、令和6年4月23日付通知「前年度の利用実績等に基づく要件のある基本報酬・加算について」をご覧ください。	
3	居宅・重度訪問	介護給付費算定に係る体制等に関する届出	処遇改善加算について、4月からの変更ですか？	処遇改善加算の区分の移行は6月からとなります。ただし、計画書については例年どおり4月までの提出が必要となっており、県のHPにて移行前後の区分について入力可能な様式を掲載しております。	
4	居宅・重度訪問	介護給付費算定に係る体制等に関する届出	業務継続計画・虐待防止・身体拘束等の新設についての届出は必要でしょうか？	該当があれば届出が必要です。	
5	居宅・重度訪問	介護給付費算定に係る体制等に関する届出	新設及び加算等の届出書について最新の様式は、ホームページに掲載ありますか？	新しい様式を必要とする場合は、厚生労働省HPよりダウンロードをお願いします。 厚生労働省HPの URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html	
6	生活介護	前年度の利用者の数の平均値算出方法について	3月29日付の厚労省Q&A VOL.1の問30の(答)に「例えば、以下のように計算されたい」と示されていますが、利用者さんは開所日に毎日利用されるわけではありません。中には1か月に数回しか使用されない方や、1週間に数回利用の方、年度の途中で退所された方なども一定数います。その人ごとのサービス提供時間により0.75人(や0.5人)になりますが、更にその数にその人の年間の利用率(年間利用日数÷年間開所日数)を乗じなければ、著しく実態とかけ離れてしまうと思いました。 Q&Aの(答)にも「例えば、」と書いてあることから利用者さんごとの0.75人(や0.5人)という数に年間の利用率を乗じる計算が適切だと考えてよいでしょうか？ご回答のほど、よろしく願いいたします。	生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数(利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数として計算を行う)を開所日数で除して得た数としてください。	

NO.	サービス名	タイトル	質問内容	回答	備考
7	生活介護	生活介護基本報酬について	①提供時間6時間の利用者に対して、算定時間に足される「障害特性に係る配慮」の時間は足してもいいのか ②提供時間、その他配慮時間を個別支援計画に記入すれば算定時間数に足されるが、個々に算出しなさいとい	①構いません。 ②それぞれの内訳がわかるように記載してください。	
8	生活介護	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について	タイトルの件ですが、厚生労働省のHPからダウンロードとのことですが、新しい一覧表が見つからないのですが、どうしたらいいですか？	次のURLからダウンロードが可能です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html	
9	生活介護	入浴支援加算について	施設入所者も算定できるのか。	入浴支援加算となる対象サービスは生活介護です。	
10	生活介護	食事提供加算の記録方法について	「利用者ごとの摂食量を記録していること」とあるがどの程度の記録が必要か。	摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。 摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の〇割」などといったように記載すること。 摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。	
11	生活介護・施設入所支援	生活介護と施設入所の利用定員の考え方について	「利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定」と変更になったが、「利用定員」とは現に利用している人数か、運営規程で定める定員規模の人数か。	運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定します。	
12	生活介護・施設入所支援	栄養スクリーニング加算 栄養改善加算の新規加算について	現在、学園では、栄養マネジメント加算をとっていますが、新たに新設された栄養スクリーニング加算、栄養改善加算の加算を申請することは、可能でしょうか？	栄養マネジメント加算は施設入所、栄養スクリーニング加算と栄養改善加算は生活介護のサービスで加算可能な項目です。	
13	生活介護・施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱの取り扱いについて	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和6年4月5日）の間4（重度障害者支援加算Ⅱ及びⅢ③）の回答に「前提として、常勤換算方法で、施設障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置されえる人員を超える人員が配置されることが必要である」とありますが、現行の算定のルールでは基礎研修者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可能という加配要件がありました。 上記回答では現行の加配要件は廃止され、生活支援員のうち20%以上の基礎研修者を配置していれば、人員配置体制加算取得が必要となる人員+常勤換算0.1人以上の人員の確保で対象利用者に対し個別支援を行えば算定可能という解釈でよいでしょうか。	従来の加配要件は廃止されました。 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定します。 ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修実践研修者であること。また、当該事業所において実践研修者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修基礎研修者であること。	

NO.	サービス名	タイトル	質問内容	回答	備考
14	生活介護・施設入所支援・短期入所	その他	報酬改定前に取得していた加算について、改めて申請のし直しが必要でしょうか？	新設された加算を受ける場合のほか、基本報酬区分に変更のある事業所も変更届出の提出が必要です。詳細は、障第507号、令和6年4月23日付通知「前年度の利用実績等に基づく要件のある基本報酬・加算について」をご覧ください。	
15	生活介護・就労継続支援B型・自立訓練（生活）	報酬改定について	①福祉専門職員配置等加算について 生活介護事業で（Ⅰ）と（Ⅲ）の併給可となるようですが、多機能型では全サービスで（Ⅰ）と（Ⅲ）の併給が可能になるのでしょうか。 ②常勤看護職員配置加算について 非常勤2人を常勤換算（0.2人と0.8人）で足して1人となる場合、加算を算定してもよろしいでしょうか。	①生活介護事業は（Ⅰ）と（Ⅲ）の併給可ですが、多機能型では全サービスで併給可能となる規定はありません。 ②常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合に加算されますので、加算は可能です。	
16	施設入所支援	意思決定支援推進について	サービス担当者会議、個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。 →利用者に意向確認について、サービス管理責任者及び、ケース担当職員の聞き取り、共有での対応でもよいか？	サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認してください。	
17	施設入所支援	通院支援加算について	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 →嘱託医への通院、耳鼻科、皮膚科、歯科も加算に含まれるか？	含まれます。	
18	施設入所支援	通院支援加算について	入所する者に対し、と記載されているが、医療的ケアがない方が受診した場合でも算定できるのか	入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであり、医療的ケアが必要な者という条件はありません。	
19	施設入所支援	その他	・意向確認のマニュアルのひな型を示していただきたい。 ・変更届出書並びにその他必要な書類等のURLを教えてください。	・意向確認の指針については、今後厚生労働省からマニュアルが示される予定です。 ・変更届出書等（ https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/siteikankei/henkou.html ） 変更となる様式 （ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html ）	
20	就労継続支援B型	月内での人員配置変更について	令和6年4月1日時点の人員配置は7.5：1で、4月途中に人員配置6：1を満たした場合は、変更年月日はいつになるか。	今回の報酬改定に伴う届け出については、変更年月日：令和6年4月1日の届け出となり、それ以降に変更があった場合は、改めて変更届等を提出してください。	

NO.	サービス名	タイトル	質問内容	回答	備考
21	就労継続支援B型	届け出様式について	今回の報酬改定について、新しい様式は、どこで確認等すればよいか。	<p><就労系サービスの新様式></p> <p>例えば、「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」が必要な事業者様へは障第507号、令和6年4月23日付通知「前年度の利用実績等に基づく要件のある基本報酬・加算について」に添付する予定です。</p> <p>この通知に添付されていない、ほかの新しい様式を必要とされる場合は、厚生労働省HPよりダウンロードしてください。</p> <p>(例) ・「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」 ・「就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)」(就労継続支援A型のみ)</p>	
22	就労継続B型	目標工賃達成加算について	工賃向上計画における目標工賃達成については、県提出済みの3年間の計画書(R3～R5)のR5年度目標工賃額で判断してよいか。	事業所において3か年ごとに作成する工賃向上計画において定めた目標工賃額で判断すること。(厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 問25参照のこと)	
23	就労継続支援B型	平均工賃月額算定方法の見直しについて	令和5年度の途中に、新規指定を受けた事業所における前年度の平均工賃月額の算定について、12月でなく、開所月から年度末までの月数で除してよいか。	令和5年度途中に新規指定を受けた事業所で、当該算定方式を適用する場合は、開所月から年度末までの月数で除してよい。	
24	就労継続支援B型	平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しについて	「従業員」とは、生活支援員と職業指導員のみが対象か(管理者、サービス管理責任者は対象となるか)。	生活支援員と職業指導員のみが対象となり、管理者、サービス管理責任者は対象外となる。	
25	就労継続支援B型	変更関係書類について	「従業員の勤務の態勢及び勤務形態一覧表」について、「基準上の必要職員数」の計算方法を教えてほしい。	<p>原則、これまで同様に、前年度の平均実利用者数÷人員配置区分で算出すること。</p> <p>例) 前年度の平均実利用者数 10 人員配置区分 6:1 基準上の必要職員数 = 10 ÷ 6</p>	
26	就労継続支援B型	前年度の開所日数について	就労継続支援B型の算定方法において、前年度の開所日数についてはレクリエーションや行事等で開所した日も含めるのか。また、国保連に対する請求については、含めるのか。	開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めるため、レクリエーション等の生産活動を目的としていない日は開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合には、開所日として算定してかまわない。また、国保連の請求時で開所日数が必要となる場合は、同様の取り扱いとなると解する。	
27	共同生活援助	人員配置体制加算について	現行の人員配置のまま、人員配置体制加算が適用になる場合に、提出すべき書類について。	「変更届出書(様式2号)」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(様式5号)」「勤務形態一覧表」「人員配置体制加算に関する届出書(共同生活援助)」を提出すること。また、複数のユニットのある事業所については、ユニット毎に作成して提出すること。	

NO.	サービス名	タイトル	質問内容	回答	備考
28	児童発達支援・放課後等デイサービス	個別支援計画について	個別支援計画作成におけるモデルケースを示してもらいたい。	個別支援計画の記載例や留意点、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点、インクルージョンの視点を踏まえた事業所の取組・支援などについては、後日国から示される予定となっている。 令和6年3月15日事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」2(2)令和6年4月から10月までの取扱いについて(経過措置)に基づき、令和6年10月31日までの間は現行の個別支援計画と併せて個別支援計画別表を活用することとし、支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は、次回個別支援計画の見直しのタイミングで記載すること。	
29	保育所等訪問支援	保育教育等移行支援加算について	退所後に行う支援について、契約終了している児への請求はどのように行うか？	支給決定機関とサービスの利用終了月が同一の場合、サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間と終期月分として改めて請求すること。 支給決定の有効期間内にサービスの利用を終了した場合、支給決定の有効期間内の支援として通常のとおりに請求すること。 (令和6年3月29日事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ&A VOL.1」)	
30	放課後等デイサービス	個別サポート加算(Ⅲ)について	①学校との連携とは具体的に何を指すか？ ②学校が連携を拒否した場合はどうなるか？	①個別支援計画に位置づけて支援を行うにあたって、学校と連携して個別支援計画を作成すること。 児の不登校の状態について月に1回以上情報共有を行い、その要点について記録を行うこと。 ②本加算の対象となるか否かについては、個々の障害児の状況等を踏まえながら学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断をすること。 ※上記取扱いを含む事務連絡を後日発出する予定です。	
31	児童発達支援・放課後等デイサービス	関係機関連携加算(Ⅱ)について	相談支援事業所の呼びかけによる担当者会議に出席した場合は算定が可能か？	不可。 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第15条において、「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない」と定められており、サービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算による評価を行わない。 (令和6年3月29日事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ&A VOL.1」)	
32	児童発達支援・放課後等デイサービス	延長加算について	延長加算について、支援時間前後の捉え方は？	個別支援計画に位置づけることとされた支援の提供時間(〇〇時～〇〇時)を基準とし、その前後に延長支援を実施する場合に算定すること	
33	計画相談支援	医療・保育・教育機関等連携加算について	モニタリング時のサービス担当者会議に、福祉サービス等提供機関の職員等に参加してもらい、利用者に関する必要な情報の提供を受けた場合は、〈サービス担当者会議実施加算〉ではなく、〈当該加算(300単位)〉を算定すると考えてよろしいか。	お見込みのとおり。 医療・保育・教育機関等連携加算の算定対象となる場合は、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。	

NO.	サービス名	タイトル	質問内容	回答	備考
34	計画相談支援	医療・保育・教育機関等連携加算について	〈通院同行による情報提供〉〈福祉サービス等提供機関への情報提供〉において、入院時情報提供書等の書面での情報提供が必須なのか、あるいは、口頭での情報提供でもよしいか。	書面による情報提供が必須とはされていないが、情報提供に当たっては入院時情報提供書等を参考にした上で行うこととされている。よって、正確な情報提供のため、可能な限り書面による提供が望ましい。	
35	計画相談支援	医療・保育・教育機関等連携加算について	〈通院同行による情報提供〉は、利用者関係の変化や状況の情報提供に限るのか。例えば、（同行支援者からの情報提供が無い場合に）診察場面で利用者が医師に上手く伝えられなかったり、話の理解が難しかったりする時のサポート（主にコミュニケーション面の支援）も当該加算の対象になり得るのか。	当該加算は単に通院に同行することやコミュニケーション支援を評価するものではなく、入院時情報提供書等を参考にした上での情報提供が必要となる。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合に並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することが想定される。	
36	計画相談支援	医療・保育・教育機関等連携加算と集中支援加算について	〈利用者への通院同行〉及び〈福祉サービス等提供機関への情報提供〉は〈医療・保育・教育機関等連携加算〉及び〈集中支援加算〉のどちらにもあるが、両方の加算に算定出来るのか。それとも、算定の優先順位があるのか。	医療・保育・教育機関等連携加算は指定（継続）サービス利用支援を実施する月に当該業務を行った場合に算定が可能。一方、集中支援加算は指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月に、緊急的・臨時的に当該業務を行った場合に算定が可能。	
37	計画相談支援	サービス提供時モニタリング加算について	法人内の障害福祉サービス事業所でも算定することは可能か。	法人内の障害福祉サービス事業所での算定は可能であるが、相談支援専門員が当該利用者の利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は算定できない。	
38	計画相談支援	精神障害者支援体制加算について	利用者の中に精神障害者が1人以上おり、かつ、〈加算（Ⅰ）〉の要件を満たす場合は、すべての利用者（精神障害者以外も含めて。例：知的障害のみの方など）に対して当該加算（Ⅰ）を算定出来ると考えてよしいか。	行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定対象は、各加算（Ⅰ）の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。 また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して支援を行う必要がある。 ただし、研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。 なお、上記で算定しなかった加算については、（Ⅱ）の区分で算定することができる。	